

朝霞市商工会彩夏ちゃんサポート商品券取扱加盟店要綱

朝霞市商工会にて発行する「彩夏ちゃんサポート商品券」を扱う事業者（以下「取扱加盟店」という）。

（登録資格）

1. 取扱加盟店として登録できる者は、朝霞市内において小売業、飲食業、クリーニング・理容業・美容業・旅行業・タクシー業等のサービス業及び住宅修繕関連事業を営む事業者とする。

（申込）

2. 取扱加盟店として登録を行おうとする者は、別紙申込書に店舗等所在地、代表者名等を記入の上、朝霞市商工会へ申し込むこととする。取扱加盟店は朝霞市商工会ホームページ上で公開する。

（登録）

3. 朝霞市商工会は、申込事業者が登録資格を有する事を確認のうえ、当該事業者に対し、「取扱登録店」証を交付する。

（彩夏ちゃんサポート商品券の取扱）

4. 取扱加盟店は、彩夏ちゃんサポート商品券を持参した者に対し、彩夏ちゃんサポート商品券の交付日より6ヶ月に限り、券面記載額相当の物品の販売、あるいは役務の提供を行う。

（換金）

5. 4の取引により彩夏ちゃんサポート商品券を取得した取扱加盟店は、毎月20日までに換金枚数を報告し、25日～末日の間に朝霞市商工会にて換金する。

（責務）

6. 取扱加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。
 - （1）取扱加盟店であることが市民に分かるよう、見やすい場所に朝霞市商工会が交付するポスター・加盟店登録ステッカーを掲示する事。
 - （2）通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる券あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな彩夏ちゃんサポート商品券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を朝霞市商工会に通報すること。
 - （3）彩夏ちゃんサポート商品券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面裏に自らの印を押印すること。

（交換、譲渡及び売買の禁止）

7. 取扱加盟店は、彩夏ちゃんサポート商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

（登録の取り消し）

8. 取扱加盟店が、本要項に違反する行為を行った場合、朝霞市商工会は当該取扱加盟店の登録を取り消すことができる。

朝霞市商工会彩夏ちゃんサポート商品券取扱加盟店申請書

平成 年 月 日

朝霞市商工会
会長 大畑 亨様

朝霞市商工会の彩夏ちゃんサポート商品券発行事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として申請いたします。

事業所所在地	〒351- 朝霞市		
電話番号	()	FAX 番号	()
フリガナ			®
商号 (法人は法人名)			
フリガナ			®
氏名 (法人は代表者名)			
登録店リストに 記載する商号 (上記と同じ場合は不要)			
業種			
主な取扱品目			
商工会会員・非会員 (所属団体名称)	会 員 ・ 非 会 員	非会員の場合所属団体名称 []	

*ご記入いただきました個人情報につきましては当該事業でのみ使用し、朝霞市商工会プライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

*ご記入にあたりましては、ゴム印等でも結構です。

*複数の店舗で営業している場合はそれぞれの店舗で申請してください。

商工会記入欄

受付番号	受付日	確認者	退会日	確認者

